東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（民法改正等に伴う改正）

現　行	改　正
（前略） （普通乗車券の発売） 第 26 条　旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。 (1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道１回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第４項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。 （中略） (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が２区間のものに限る。）をそれぞれ１回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。 （中略） （特定の特別急行券の発売） 第 57 条の３　第 57 条第１項第１号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。	（前略） （普通乗車券の発売） 第 26 条　旅客が、列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。 (1) 片道乗車券 普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道１回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、第68条第４項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。 （中略） (3) 連続乗車券 前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が２区間のものに限る。）をそれぞれ１回乗車（以下「連続乗車」という。）する場合に発売する。 （普通乗車券の発売方） 第 26 条の２　次の各号に掲げる場合は、前条及び第 68 条第４項の規定により、それぞれ片道乗車券又は連続乗車券を発売する。 (1) 環状線一周となる経路の場合は、片道乗車券を発売する。 (2) 営業キロ又は第14条の２に規定する擬制キロ若しくは運賃計算キロを打ち切って普通旅客運賃を計算する場合は、前条第２号の場合を除き、環状線一周となる駅又は折返しとなる駅を着駅及び発駅とする連続乗車券を発売する。 （中略） （特定の特別急行券の発売） 第 57 条の３　第 57 条第１項第１号イの規定により指定席特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

現　行	改　正
（中略） 2　前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。	（中略） 2　前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であって、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。 (1)　次に掲げる線区又は区間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（ただし、特別急行列車成田エクスプレス号及びE261系車両で運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。） イ　山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座･鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・三島間及び伊東線 ロ　仙山線、北上線及び奥羽本線中秋田・青森間 ハ　磐越西線中郡山・喜多方間 ニ　白新線及び羽越本線中新発田・秋田間 ホ　大阪環状線、関西本線中新今宮・天王寺間、阪和線中天王寺・和歌山間、関西空港線及び紀勢本線中和歌山・新宮間 ヘ　奈良線及び関西本線中木津・天王寺間 ト　東海道本線中京都・神戸間、山陽本線中神戸・姫路間、福知山線、播但線、山陰本線中京都・浜坂間及び舞鶴線 チ　七尾線 リ　九州旅客鉄道会社内各線 (2)　宇野線中岡山・茶屋町間、本四備讃線及び予讃線に運転する特別急行列車で、西日本旅客鉄道会社線内又は西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがる場合の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 (3)　四国旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、25kmを超え50km以内の指定席特急券を除く。 (4)　東海旅客鉄道会社線内の次に掲げる区間 イ　関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山･新宮間（伊勢鉄道株式

現　行	改　正
	会社線が中間に介在する場合で、これを通じて特別急行券を発売するときを含む。）、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する特別急行列車の50km以内の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 ロ　御殿場線中松田・沼津間に運転する特別急行列車の30km以内の停車駅相互間。 ハ　東海道本線中次に掲げる区間に運転する特別急行列車の51km以上の停車駅相互間。ただし、立席特急券及び自由席特急券に限る。 (ｲ)　三　島・静　岡間 (ﾛ)　静　岡・浜　松間 (ﾊ)　豊　橋・名古屋間 (5)　博多南線に運転する特別急行列車の博多・博多南相互間 (6)　上越線に運転する特別急行列車の越後湯沢・ガーラ湯沢相互間 (7)　北海道旅客鉄道会社線内に運転する特別急行列車の150km以内の停車駅相互間 (8)　前各号の規定にかかわらず、別表第１号の２第１項に定める列車群に含まれる特別急行列車の停車駅相互間。ただし、同列車群に含まれるいずれかの特別急行列車に乗車する場合に限る。
（中略）	（中略）
4　旅客が、東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第２項第６号の規定により１個の特別急行列車とみなす場合を含む。）とを福島駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）、又は東北本線（新幹線）若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の１個の特別急行列車に対して別に定める特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。	4　旅客が、東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第２項第６号の規定により１個の特別急行列車とみなす場合を含む。）とを福島駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）、又は東北本線（新幹線）若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車とを盛岡駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄間及び盛岡・秋田間の１個の特別急行列車に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。
（中略）	（中略）

現　行	改　正
（特定の普通急行券の発売） 第57条の４　第57条第１項第２号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が別に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。	（特定の普通急行券の発売） 第57条の４　第57条第１項第２号の規定により普通急行券を発売する場合で、旅客が次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の普通急行料金によって普通急行券を発売する。 (1)　北海道旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間 (2)　四国旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間 (3)　九州旅客鉄道会社線内に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間 (4)　門司港若しくは下曽根・博多間、吉松・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く） (5)　鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く） (6)　国分・鹿児島中央間若しくは霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間に運転する普通急行列車の停車駅相互間（25km以内の区間を除く） (7)　関西本線中名古屋・亀山間及び紀勢本線中亀山・新宮間（伊勢鉄道株式会社線が中間に介在する場合で、これを通じて普通急行券を発売するときを含む）、御殿場線中松田・沼津間、身延線、飯田線、高山本線中岐阜・猪谷間又は中央本線中多治見・塩尻間に運転する普通急行列車の30km以内の停車駅相互間 (8)　山手線、赤羽線、南武線、武蔵野線、東北本線中東京・黒磯間、常磐線中日暮里・勝田間、日光線、高崎線、上越線中高崎・石打間、両毛線中新前橋・前橋間、吾妻線中渋川・万座・鹿沢口間、総武本線、京葉線、外房線、内房線、成田線、鹿島線、横須賀線、根岸線、横浜線、中央本線中東京・竜王間、東海道本線中東京・熱海間、伊東線、白新線、羽越本線中新発田・秋田間、仙山線、北上線、磐越西線中郡山・喜多方間及び奥羽本線中秋田・青森間に運転する普通急行列車の50km以内の停車駅相互間 (9)　七尾線に運転する普通急行列車の停車駅相互間（50km以内の区間を除く）
（中略）	（中略）

現　行	改　正
（特別車両券の発売） 第58条　旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (1) 特別車両券(A) イ　指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (ｲ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき （中略） ４　第１項本文の規定にかかわらず、旅客が第59条の２第２号に規定する区間内相互間を運転する２個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、１個の普通列車とみなして１枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。 (1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合 （中略） （特定の特別車両券(A)の発売） 第59条　前条第１項第１号の規定により特別車両券(A)を発売する場合で、旅客が、別に定める区間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(A)を発売する。 （特定の特別車両券(B)の発売） 第59条の２　第58条第１項第２号の規定により特別車両券(B)を発売する場合で、旅客が、次の各号に定める線区又は区間に運転する列車の停車駅相互間を乗車するときは、特定の特別車両料金によって特別車両券(B)を発売する。 (1) 九州旅客鉄道会社内各線 (2) 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新	（特別車両券の発売） 第58条　旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。 (1) 特別車両券(A) イ　指定席特別車両券(A) 急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。 (ｲ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき （中略） ４　第１項本文の規定にかかわらず、旅客が第130条第１項第２号ハに規定する区間内相互間を運転する２個以上の普通列車の自由席特別車両に途中出場しないで乗り継いで乗車する場合、１個の普通列車とみなして１枚の自由席特別車両券(B)を発売する。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。 (1) 来宮以遠（伊豆多賀方面）の各駅と函南以遠（三島方面）の各駅との相互間を乗車する場合 （中略） 第59条　削除 (削る)

現　行	改　正
前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間、成田線中佐倉・成田空港間（ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）	
（中略）	（中略）
第70条　第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。	第70条　第67条の規定にかかわらず、旅客が次に掲げる図の太線区間を通過する場合の普通旅客運賃・料金は、太線区間内の最も短い営業キロによって計算する。この場合、太線内は、経路の指定を行わない。
（中略）	（中略）
2　蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を経由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。	2　蘇我以遠（鎌取又は浜野方面）の各駅と前条第1項第5号に掲げるいずれかの経路を経由して前項に掲げる図の太線区間を大久保以遠（東中野方面）、三河島以遠（南千住方面）、川口以遠（西川口方面）又は北赤羽以遠（浮間舟渡方面）へ通過する場合の普通旅客運賃・料金は、第67条及び前条第1項第5号の規定にかかわらず、外房線蘇我・千葉間、総武本線千葉・錦糸町間及び前項に掲げる図の太線区間内の最も短い経路の営業キロによって計算する。
	（特定列車に対する旅客運賃及び料金の計算経路の特例） 第70条の2　次の各号に掲げる場合で、当該各号の末尾のかっこ内の上段の区間を乗車するときは、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって急行料金及び特別車両料金を計算する。 (1) 赤羽以遠（川口方面）の各駅と池袋以遠（目白方面）の各駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき 〔東北本線及び山手線 ○赤羽線〕 (2) 代々木以遠（新宿方面）の各駅と錦糸町以遠（亀戸方面）の各駅との相互間を、山手線、東海道本線及び総武本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき 〔山手線、東海道本線中品川・東京間及び総武本線中東京・錦糸町間 ○中央本線及び総武本線御茶ノ水・錦糸町間〕 (3) 岡谷以遠（下諏訪方面）の各駅と塩尻以遠（洗馬又は広丘方面）の各駅と

現　行	改　正
	の相互間を中央本線（辰野経由）で直通運転する急行列車に乗車するとき 〔中央本線（辰野経由） ○中央本線（みどり湖経由）〕 (4) 尼崎以遠（塚本方面）の各駅と和田山以遠（養父方面）の各駅との相互間を、山陽本線、播但線及び山陰本線経由で直通運転する急行列車に乗車するとき 〔山陽本線、播但線及び山陰本線 ○東海道本線、福知山線及び山陰本線〕 (5) 赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅と品川駅との相互間及び、品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅と赤羽駅との相互間を、東北本線及び山手線経由で直通運転する列車に乗車するとき 〔東北本線及び山手線 ○東北本線及び東海道本線〕 2　前項各号に掲げる列車で当該各号の末尾のかっこ内の上段の区間を乗車する場合、その区間内において途中下車しない限り、第67条の規定にかかわらず、○印の経路の営業キロによって旅客運賃を計算することがある。このとき、乗車券の券面の経路は、旅客運賃の計算の経路を表示する。
（中略）	（中略）
（特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金） 第74条の4　第57条第1項第1号イの(ｲ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。 (1)　個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）	（特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金） 第74条の4　第57条第1項第1号イの(ｲ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。 (1)　個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）
（中略）	（中略）
3　前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（「トランスイート	3　前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四

現　行	改　正
四季島号」及び「36ぷらす３号」を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する１室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。 （中略） （急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金） 第 74 条の５　第 60 条第２項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。 (1)　幼児の旅客運賃については、第 73 条第２項第２号の規定を適用し、同条同項第４号の規定を適用しない。 (2)　乳児の旅客運賃については、第 73 条第２項第４号の規定を適用しない。	季島号及び 36 ぷらす３号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する１室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。 （中略） （急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金） 第 74 条の５　第 60 条第２項の規定により設備定員が複数の寝台個室を使用するときは、実際乗車人員に対する旅客運賃を収受するほか、寝台個室乗車区間に対する設備定員分の無割引の大人急行料金及び寝台料金を収受する。この場合、乗車券を所持する６才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃については、次の各号により取り扱うものとする。 (1)　幼児の旅客運賃については、第 73 条第２項第２号の規定を適用し、同条同項第４号の規定を適用しない。 (2)　乳児の旅客運賃については、第 73 条第２項第４号の規定を適用しない。 （補助寝台を使用する場合の急行料金） 第 74 条の６　補助寝台は、寝台個室の設備定員分の寝台と同時使用を条件として、１室１葉で発売することとし、補助寝台を使用する場合の急行料金については、前条の規定にかかわらず、第 73 条に規定する旅客の年齢区分により収受する。ただし、２人用の寝台個室を３名で使用する場合は、３名分のうち２名分は旅客の年齢区分にかかわらず、大人の急行料金とする。
（コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金） 第 74 条の６　特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。 （中略）	（コンパートメント個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金） 第 74 条の７　特別急行列車の設備定員が複数のコンパートメント個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分については、個室乗車区間に対する無割引のコンパートメント料金を収受する。 （中略）

現　行	改　正
（東京附近等の大人片道普通旅客運賃の特定） 第79条　第77条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における別に定める駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、別に定めるところにより特定の額とすることがある。	（東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定） 第79条　第77条及び前条の規定にかかわらず、東京附近、名古屋附近及び大阪附近における駅相互間の大人片道普通旅客運賃は、次項に定めるところにより特定の額を適用する。 ２　前項の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用する区間及び特定額は、別表第２号イの６のとおりとする。
第80条　削除	（新幹線の並行区間等における大人片道普通旅客運賃の特定） 第80条　次の各号に掲げる新幹線の区間相互間を乗車する場合又はこれらの区間と新幹線以外の線区を連続して乗車する場合で、その発着となる駅が第78条第２項に規定する電車特定区間内にあるとき若しくは新神戸発着となるときの大人片道普通旅客運賃は、第77条の規定にかかわらず、第78条第１項の規定により計算した額又は第84条第２号に規定する額とする。ただし、京都・新大阪相互間及び京都・新神戸相互間については、前条に規定する特定額を適用するものとする。この場合、京都・新神戸相互間については、京都・神戸間の特定額とする。 (1) 東　京・品　川間 (2) 東　京・上　野間 (3) 東　京・大　宮間 (4) 上　野・大　宮間 (5) 京　都・新大阪間 (6) 京　都・新神戸間 (7) 京　都・西明石間 (8) 新大阪・新神戸間 (9) 新大阪・西明石間 (10) 新神戸・西明石間 ２　前項の規定によるほか、新幹線と新幹線以外の区間を連続して乗車する場合で次の各号の左欄の区間の大人片道普通旅客運賃については、前条に規定する右欄の区間の特定額を適用するものとする。 (1) 千 里 丘・新神戸間　　千 里 丘・神　戸間

現　行	改　正
（中略） （北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃） 第 95 条の２　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 大人通勤定期旅客運賃 イ　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ロの２に定める額 ロ　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ハの２に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。 (2) 大人通学定期旅客運賃 イ　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの２に定める額 ロ　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ホの２に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。 （中略） （幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定） 第 99 条　次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合 イ　東京山手線内相互発着の場合	(2) 岸　　辺・新神戸間　　岸　　辺・神　戸間 (3) 吹　　田・新神戸間　　吹　　田・神　戸間 (4) 茨　　木・新神戸間　　茨　　木・神　戸間 (5) 摂津富田・新神戸間　　摂津富田・神　戸間 (6) 高　　槻・新神戸間　　高　　槻・神　戸間 (7) 桂　　川・新神戸間　　桂　　川・神　戸間 (8) 西 大 路・新神戸間　　西 大 路・神　戸間 （中略） （北海道旅客鉄道会社線内の大人定期旅客運賃） 第 95 条の２　北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人定期旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 大人通勤定期旅客運賃 イ　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ロの２に定める額 ロ　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ハの２に定める額。ただし、別表第２号ハの３第１号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。 (2) 大人通学定期旅客運賃 イ　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの２に定める額 ロ　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ホの２に定める額。ただし、別表第２号ハの３第２号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。 （中略） （幹線内相互発着の大人定期旅客運賃の特定） 第 99 条　次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 東京山手線内及び大阪環状線内相互発着の場合 イ　東京山手線内相互発着の場合

現　行	改　正
（イ）　大人通勤定期旅客運賃 別表第２号ヲに定める額 （ロ）　大人通学定期旅客運賃 別表第２号ワに定める額 ロ　大阪環状線内相互発着の場合 （イ）　大人通勤定期旅客運賃 別表第２号ヲの２に定める額 （ロ）　大人通学定期旅客運賃 別表第２号ワの２に定める額 （中略） (3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、別に定めるところにより特定した額とすることがある。 （中略） （北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃） 第104条　前条第１号及び第２号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。 (1) 第38条第１項第１号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃 イ　北海道旅客鉄道会社線 (ｲ)　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの４に定める額 (ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合	（イ）　大人通勤定期旅客運賃 別表第２号ヲに定める額 （ロ）　大人通学定期旅客運賃 別表第２号ワに定める額 ロ　大阪環状線内相互発着の場合 （イ）　大人通勤定期旅客運賃 別表第２号ヲの２に定める額 （ロ）　大人通学定期旅客運賃 別表第２号ワの２に定める額 （中略） (3) 第79条の規定により大人片道普通旅客運賃の特定額を適用した区間の大人定期旅客運賃は、次に定める額を適用する。 イ　大人通勤定期旅客運賃の特定額 別表第２号レに定める額 ロ　大人通学定期旅客運賃の特定額 別表第２号レの２に定める額 (4) 前号の規定にかかわらず、前号の特定額を適用する区間内の駅相互間の定期旅客運賃が、当該特定額適用区間の定期旅客運賃に比較して、これよりも高額となる場合は、当該特定額をもってこの区間の定期旅客運賃とする。 （中略） （北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃） 第104条　前条第１号及び第２号の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の割引の定期旅客運賃は、次の額とする。 (1) 第38条第１項第１号に定める生徒に対する通学定期旅客運賃 イ　北海道旅客鉄道会社線 (ｲ)　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの４に定める額 (ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合

現　行	改　正
別表第２号ホの４に定める額。ただし、別に定めるところにより特定した額とすることがある。 （中略） (2) 第 38 条第１項第２号に定める児童に対する通学定期旅客運賃 イ　北海道旅客鉄道会社線 (ｲ)　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの５に定める額 (ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ホの５に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。 （中略） (3) 第 38 条第１項第３号から第５号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃 イ　北海道旅客鉄道会社線 (ｲ)　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの３に定める額 (ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ホの３に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。 （中略） （大人急行料金） 第 125 条　大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ　新幹線 (ｲ)　指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、１人当りの料金とする。） （中略）	別表第２号ホの４に定める額。ただし、別表第２号ハの３第３号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。 （中略） (2) 第 38 条第１項第２号に定める児童に対する通学定期旅客運賃 イ　北海道旅客鉄道会社線 (ｲ)　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの５に定める額 (ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ホの５に定める額。ただし、別表第２号ハの３第４号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。 （中略） (3) 第 38 条第１項第３号から第５号に定める生徒等に対する通学定期旅客運賃 イ　北海道旅客鉄道会社線 (ｲ)　幹線内相互発着となる場合 別表第２号ニの３に定める額 (ﾛ)　地方交通線内相互発着となる場合 別表第２号ホの３に定める額。ただし、別表第２号ハの３第５号に定める区間相互間の定期旅客運賃は、同表に定める額に特定した額とする。 （中略） （大人急行料金） 第 125 条　大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 特別急行料金 イ　新幹線 (ｲ)　指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、１人当りの料金とする。） （中略）

現　行	改　正
f　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a)　(b)以外の指定席特急料金 東京・博多間の乗車区間に対してａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してａ又はｅの規定により計算した額とを合計した額とする。 (b)　第57条の３第５項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 別に定める場合を除き、新大阪・博多間の乗車区間に対してａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第２号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、ａ、ｂ又はｄのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。	f　東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第７項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a)　(b)以外の指定席特急料金 東京・博多間の乗車区間に対してａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対してａ又はｅの規定により計算した額とを合計した額とする。 (b)　第57条の３第５項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金 ①　②以外の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対してａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第２号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、ａ、ｂ又はｄのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ②　次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第１項第１号イの(ｲ)のａ、ｂ又はｄのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、新大阪・博多間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (①)　新大阪・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金 新大阪・博多間の乗車区間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ、ｂ又はｄの規定により計算した額と博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第２号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。 (②)　小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間の指定席特急料金 小倉・博多間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ又はｂの規

現　行	改　正
（中略） ｉ　東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第２項第１号及び第８項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してａ、ｃ又はｇの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第２号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、ａ、ｃ又はｇのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。	定により計算した額から770円を低減した額と、博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する別表第２号ウに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 (③)　小倉駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間の指定席特急料金 小倉・博多間に対して第１項第１号イの(ｲ)のａ又はｂの規定により計算した額から770円を低減した額と、博多・新鳥栖間又は博多・久留米間に対する別表第２号ウに定める額から920円を低減した額とを合計した額とする。 （中略） ｉ　東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券（第57条第２項第１号及び第８項の規定により発売するものを含む。）に適用する指定席特急料金 (a)　(b)以外の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対してａ、ｃ又はｇの規定により計算した額と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対する別表第２号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。この場合、ａ、ｃ又はｇのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 (b)　次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第１項第１号イの(ｲ)のa又はcのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。 ①　東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 東京・新青森間の乗車区間に対して第１項第１号イの(ｲ)のa、ｃ又はｇの規定により計算した額と新青森駅・奥津軽いまべつ駅間に対する別表第２号ノに定める額から1,230円を低減した額とを

現　行	改　正
	合計した額とする。 ②　七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第１項第１号イの(ｲ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と新青森・新函館北斗間に対する別表第２号ノに定める額から530円を低減した額とを合計した額とする。 ③　七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金 七戸十和田・新青森間に対して第１項第１号イの(ｲ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第２号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。
（中略）	（中略）
ロ　新幹線以外の線区	ロ　新幹線以外の線区
(ｲ)　(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾆ)及び(ﾎ)以外の特別急行料金	(ｲ)　(ﾛ)、(ﾊ)、(ﾆ)及び(ﾎ)以外の特別急行料金
a　指定席特急料金	a　b、c、d、e、f、g、h、i及びｊ以外の特別急行料金 (a)　指定席特急料金
(a)　(b)以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。	①　②以外の指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。
（中略）	（中略）
(b)　特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 １人当りの料金は、前(a)の表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第１項第２号の	②　特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金 １人当りの料金は、前①の表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条第１

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。
b　立席特急料金及び自由席特急料金
a の(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。
c　特定特急料金
(a)　(b)以外の特定特急料金
1,320円とする。
(b)　盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金
b に定める額とする。</td><td>項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。
(b)　立席特急料金及び自由席特急料金
(a)の①の表に定める料金から530円を低減した額とする。
(c)　特定特急料金
①　②以外の特定特急料金
1,320円とする。
②　盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金
(b)に定める額とする。
b　第 57 条の３第２項第２号の規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金
560円とする。
c　第57条の３第２項第３号の規定により発売する特別急行券に対する特別急行料金
(a)　指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地　帯</td><td>25キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料　金</td><td>円
1,070</td></tr>
</table>
(b)　立席特急料金及び自由席特急料金
次表に定める料金とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地　帯</td><td>25キロメートルまで</td><td>50キロメートルまで</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>料　　金</td><td>円
330</td><td>円
530</td></tr>
</table>
d　第57条の３第２項第４号の規定により発売する特別急行券
(a)　同号イの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、次表に定める料金とする。
<table>
<tr><td>営業キロ
地　　帯</td><td>30キロ
メートル
まで</td><td>50キロ
メートル
まで</td></tr>
<tr><td>料　　金</td><td>円
330</td><td>円
660</td></tr>
</table>
(b)　同号ロの規定により発売する特別急行券
①　指定席特急料金
860円とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、660円とし、同条第３項の規定により発売するものにあっては、330円とする。また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、1,060円とする。
②　立席特急料金及び自由席特急料金
330円とする。
(c)　同号ハの規定により発売する立席特急券及び自由席特急券に対する立席特急料金及び自由席特急料金は、990円とする。
e　第57条の３第２項第５号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。
f　第57条の３第２項第６号の規定により発売する指定席特急券及び自由席特急券に対する特急料金は、100円とする。
g　第57条の３第２項第７号の規定により発売する特別急行券
(a)　指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円を低減した額とする。
</td></tr>
</table>

現　行	改　正

営業キロ地　帯	25キロメートルまで	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで
料　金	円 850	円 1,160	円 1,680	円 2,360

(b)　立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

h　第57条の３第２項第８号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240	円 2,550	円 2,900

(b)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	200キロ	300キロ	400キロ

現　行	改　正

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	250キロメートルまで	300キロメートルまで
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500	円 2,810	円 3,160

(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
料金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240

(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートル	100キロメートル	150キロメートル	200キロメートル

現　行	改　正

	で	で	で	で
料金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500

(e)　東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(c)に定める料金とする。

(f)　東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(d)に定める料金とする。

ｉ　特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金

1,290円とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、1,090円とし、同条第３項の規定により発売するものにあっては、760円とする。また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、1,490円とする。

ｊ　第57条の３第４項の規定により、奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間に発売する特別急行券

(a)　指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から140円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から380円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に140円を加算した額とする。

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロメ

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>(ﾛ)　第57条の３第２項の規定により発売する場合で(ﾊ)、(ﾆ)及び(ﾎ)以外の特別急行料金
a　指定席特急料金
(a)　(b)以外の指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。
（中略）
c　特定特急料金
1,320円とする。
(ﾊ)　第57条の３第２項の規定により発売する場合で、次の各号に掲げるときの特別急行料金
a　当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合で、ｂ以外の特別急行料金
(a)　指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</td>
<td>
<table>
<tr><td>地　　帯</td><td>メートル
まで</td><td>メートル
まで</td><td>ートル
まで</td></tr>
<tr><td>料　　金</td><td>円
910</td><td>円
1,230</td><td>円
1,680</td></tr>
</table>
(b)　立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金
(a)の表に定める料金から380円を低減した額とする。
(ﾛ)　第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で(ﾊ)、(ﾆ)及び(ﾎ)以外の特別急行料金
a　指定席特急料金
(a)　(b)以外の指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。
（中略）
c　特定特急料金
1,320円とする。
(ﾊ)　第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金
a　ｂ及びｃ以外の特別急行料金
(a)　指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr>
<td>
(中略)
(b)　立席特急料金及び自由席特急料金
(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。
b　別表第１号の２第１項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金
(a)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td><td>300キロメートルまで</td><td>400キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
760</td><td>円
1,020</td><td>円
1,580</td><td>円
2,240</td><td>円
2,550</td><td>円
2,900</td></tr>
</table>
(b)　東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td><td>300キロメートルまで</td><td>400キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr>
</table>
</td>
<td>
(中略)
(b)　立席特急料金及び自由席特急料金
(a)の表に定める料金から530円を低減した額とする。
b　東武鉄道株式会社線と直通運転する特別急行列車に乗車する場合に発売する特別急行券に対して適用する旅客鉄道会社線の特別急行料金
(a)　(b)以外の指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める額から530円を低減した額とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
1,050</td><td>円
1,480</td><td>円
1,890</td></tr>
</table>
(b)　渋谷・栗橋間及び東京・栗橋間の指定席特急料金
1,050円とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては、520円とする。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>1,020</td><td>1,280</td><td>1,840</td><td>2,500</td><td>2,810</td><td>3,160</td></tr>
</table>
(c) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第3項の規定により発売するものにあっては同表に定める料金から530円を低減した額とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
760</td><td>円
1,020</td><td>円
1,580</td><td>円
2,240</td></tr>
</table>
(d) 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては(c)の表に定める料金から530円を低減した額とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
1,020</td><td>円
1,280</td><td>円
1,840</td><td>円
2,500</td></tr>
</table>
(e)　東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって
</td><td>（削る）

（削る）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>乗車する場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
(c) に定める料金とする。
(f)　東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合（ただし、別表第１号の２第１項第４号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。）であって、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
(d) に定める料金とする。</td><td>（削る）
（削る）
c　特別急行列車あかぎ号に乗車する場合に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金
次表に定める額とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める額から530円を低減した額とする。
<table><tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td></tr><tr><td>料金</td><td>円
1,050</td><td>円
1,480</td><td>円
1,890</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>(ニ)　第57条の３第２項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金
a　指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</td><td>(ニ)　第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金
a　b以外の特別急行料金
(a) 指定席特急料金
次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から200円を、同条第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</td></tr>
</table>

現　行	改　正
（中略）	（中略）
b　立席特急料金及び自由席特急料金 a の表に定める料金から530円を低減した額とする。	(b)　立席特急料金及び自由席特急料金 (a) の表に定める料金から530円を低減した額とする。
c　特定特急料金 1,320円とする。	(c)　特定特急料金 1,320円とする。
	b　津幡・和倉温泉間の停車駅相互間（50km以内の区間を除く。）の特別急行券に対する特別急行料金 (a)　指定席特急料金 1,190円とする。ただし、第57条の３第１項第１号の規定により発売するものにあっては、990円とし、同条第３項の規定により発売するものにあっては、660円とする。また、同条第１項第２号の規定により発売するものにあっては、1,390円とする。 (b)　立席特急料金及び自由席特急料金 660円とする。
(ホ)　第57条の３第２項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金	(ホ)　第57条の３第２項第１号の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金 次に定める料金とする。ただし、特別急行列車あそぼーい！号の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車かわせみ　やませみ号のやませみベンチシートに乗車する場合の特別急行料金にあっては、a又はｂに定める指定席特急料金に210円を加算した額とする。
a　ｂ以外の特別急行料金 (a)　指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。	a　ｂ以外の特別急行料金 (a)　指定席特急料金 次表に定める料金とする。ただし、第57条の３第３項の規定により発売するものにあっては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とする。
（中略）	（中略）
(b)　立席特急料金及び自由席特急料金 (a) の表に定める料金から530円を低減した額とする。	(b)　立席特急料金及び自由席特急料金 (a) の表に定める料金から530円を低減した額とする。
b　特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ　やませみ号」のやませみベン	b　次に掲げる特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、或る列車号及び36ぷ

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>
チシートに対して適用する指定席特急料金
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>25キロメートルまで</td><td>50キロメートルまで</td><td>75キロメートルまで</td><td>100キロメートルまで</td><td>150キロメートルまで</td><td>200キロメートルまで</td><td>300キロメートルまで</td><td>301キロメートル以上</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
1,050</td><td>円
1,370</td><td>円
1,580</td><td>円
1,690</td><td>円
1,990</td><td>円
2,150</td><td>円
2,260</td><td>円
2,420</td></tr>
</table>
(2) 普通急行料金
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルま</td><td>100キロメートルま</td><td>150キロメートルま</td><td>200キロメートルま</td><td>201キロメートル以</td></tr>
</table>
</td><td>
らす３号に乗車する場合の特別急行料金を除く。
(a) 乗車区間が門司港若しくは下曽根・博多間、吉松若しくは霧島神宮・鹿児島中央間又は宮崎・南郷間の停車駅相互間（25km 以内の区間及び(c)に定める区間を除く。）のとき
① 指定席特急料金
1,050 円とする。ただし、第 57 条の３第３項の規定により発売するものにあっては、520 円とする。
② 立席特急料金及び自由席特急料金
520 円とする。
(b) 乗車区間が鹿児島本線中博多・吉塚間、篠栗線及び筑豊本線中桂川・直方間の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く。）のとき
① 指定席特急料金
950 円とする。ただし、第 57 条の３第３項の規定により発売するものにあっては、420 円とする。
② 立席特急料金及び自由席特急料金
420 円とする。
(c) 乗車区間が国分・鹿児島中央間、霧島神宮・重富間又は吉松・隼人間の停車駅相互間（25km 以内の区間を除く。）のとき
① 指定席特急料金
840 円とする。ただし、第 57 条の３第３項の規定により発売するものにあっては、310 円とする。
② 立席特急料金及び自由席特急料金
310 円とする。
(2) 普通急行料金
イ　ロ以外の普通急行料金
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>50キロメートルま</td><td>100キロメートルま</td><td>150キロメートルま</td><td>200キロメートルま</td><td>201キロメートル以</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>で</td><td>で</td><td>で</td><td>で</td><td>上</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
560</td><td>円
760</td><td>円
1,000</td><td>円
1,100</td><td>円
1,320</td></tr>
</table>
</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>で</td><td>で</td><td>で</td><td>で</td><td>上</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
560</td><td>円
760</td><td>円
1,000</td><td>円
1,100</td><td>円
1,320</td></tr>
</table>
ロ　第57条の４の規定により発売する場合の普通急行料金
(ｲ)　同条第１号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>25 キロメートルまで</td><td>50 キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
320</td><td>円
520</td></tr>
</table>
(ﾛ)　同条第２号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>25 キロメートルまで</td><td>50 キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
330</td><td>円
530</td></tr>
</table>
(ﾊ)　同条第３号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、次表に定める料金とする。
<table>
<tr><td>営業キロ地帯</td><td>25 キロメートルまで</td><td>50 キロメートルまで</td></tr>
<tr><td>料金</td><td>円
310</td><td>円
520</td></tr>
</table>
(ﾆ)　同条第４号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520円とする。
(ﾎ)　同条第５号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、420円とする。
(ﾍ)　同条第６号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、310円とする。
(ﾄ)　同条第７号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、330円とする。
</td></tr>
</table>

現　行	改　正
	(ﾁ)　同条第８号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、520 円とする。 (ﾘ)　同条第９号の規定により発売する普通急行券に対する普通急行料金は、560 円とする。
２　第 57 条第１項第１号イの(ﾆ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(ｲ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。	２　第 57 条第１項第１号イの(ﾆ)の規定により発売する未指定特急券の特別急行料金は、同条同項同号イの(ｲ)の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金と同額とする。
(中略)	(中略)
(特別車両料金)	(特別車両料金)
第 130 条　特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。	第 130 条　特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。
(1) 特別車両料金(A)	(1) 特別車両料金(A)
イ　ロ以外の特別車両料金(A)	イ　ロ以外の特別車両料金(A)
(ｲ) (ﾛ)、(ﾊ)、(ﾆ)、(ﾎ)、(ﾍ)及び(ﾄ)以外の特別車両料金(A)	(ｲ) (ﾛ)、(ﾊ)、(ﾆ)、(ﾎ)、(ﾍ)及び(ﾄ)以外の特別車両料金(A)
(中略)	(中略)
(ﾛ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)	(ﾛ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)
a　b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)	a　b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)
(中略)	(中略)
e　特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)	e　E259系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)
(中略)	(中略)
f　別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)	f　E655 系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)
(中略)	(中略)
ロ　新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)	ロ　新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)
(ｲ) (ﾛ)及び(ﾆ)以外の４人個室に対して適用する特別車両料金(A)	(ｲ) (ﾛ)及び(ﾆ)以外の４人個室に対して適用する特別車両料金(A)
(中略)	(中略)
(ﾛ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)	(ﾛ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)
a　b以外の個室	a　b及びｃ以外の個室

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>（中略）
b　特別急行列車「サフィール踊り子号」の個室
（中略）
(ハ)　(ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランスイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)
（中略）
(ホ)　特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)（１人当りの料金とする。）
a　ロイヤルシングル
（中略）
(ヘ)　特別急行列車「WEST EXPRESS 銀河号」の個室に対して適用する特別車両料金（A）（１人当たりの料金とする。）
（中略）
(2)　特別車両料金(B)
イ　ロ及びハ以外の特別車両料金(B)
（中略）
ロ　第59条の２第１号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別
（中略）
ハ　第59条の２第２号の規定により発売する特別車両券(B)に適用する特別車両料金(B)
(イ)　(ロ)以外の特別車両料金(B)</td><td>（中略）
b　E261 系車両で運転する特別急行列車の個室
（中略）
c　100 系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室
<table><tr><td></td><td>設備定員４人</td></tr><tr><td>１室当りの料金</td><td>円
3,150</td></tr></table>
(ハ)　(ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号の個室に対して適用する特別車両料金(A)
（中略）
(ホ)　特別急行列車 TWILIGHT EXPRESS 瑞風号の個室に対して適用する特別車両料金(A)（１人当りの料金とする。）
a　ロイヤルシングル
（中略）
(ヘ)　特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金（A）（１人当たりの料金とする。）
（中略）
(2)　特別車両料金(B)
イ　ロ及びハ以外の特別車両料金(B)
（中略）
ロ　九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)
（中略）
ハ　東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金（B）（ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。）
(イ)　(ロ)以外の特別車両料金(B)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>a　特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。
（中略）
（寝台料金）
第136条　寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。
(1)　A寝台料金（1人当りの料金とする。）
（中略）
(2)　B寝台料金（1人当りの料金とする。）
電車（個室）
1夜につき1個
個室　：（ソロ）　6,600円
個室(SI及びSRT)：（シングル、サンライズツイン）　7,700円
個室（ＳＴ）：（シングルツイン）　9,600円
（中略）
(4)　寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。
2　寝台個室ごとの設備定員は、別に定めるところによる。</td><td>a　特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合
次表に定める料金とする。
（中略）
（寝台料金、設備名称及び設備定員）
第136条　寝台料金は、次の各号に定めるとおりとする。
(1)　A寝台料金（1人当りの料金とする。）
（中略）
(2)　B寝台料金（1人当りの料金とする。）
1夜につき1個
個室　：（ソロ）　6,600円
個室(SI及びSRT)：（シングル、サンライズツイン）　7,700円
個室（ＳＴ）：（シングルツイン）　9,600円
（中略）
(4)　寝台個室に設備された補助寝台を使用する場合の寝台料金は、第1号及び第2号に定める寝台料金と前号に定める補助寝台料金を合計した額とする。
2　寝台個室の名称、設備定員については、次のとおりとする。ただし、カシオペアコンパートの発売方については、別に定めるところによる。
(1)　A寝台個室
設備定員　補助寝台使用時の設備定員
シングルデラックス　1　2
カシオペアコンパート　1　2
カシオペアツイン　2　3
カシオペアデラックス　2　3
カシオペアスイート　2　3
(2)　B寝台個室
設備定員　補助寝台使用時の設備定員
ソロ　1　－</td></tr>
</table>

現　行	改　正
	シングル　1　－ サンライズツイン　2　－ シングルツイン　1　2
（中略） （乗車券類の駅名等の表示方） 第 187 条　乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。 (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。 （中略） (10) 第57条の３第２項の規定による場合の特別急行券の標記は、「Ｂ自由席特急券」の例により「Ｂ」を冠記して表示する。ただし、第125条第１項第１号ロの（ハ）のbの料金を適用して発売する特別急行券を除く。 （中略） （手数料の収受） 第 237 条の２　第 18 条に規定する乗車券類のうち、２種類以上の乗車券類を１葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。 （中略） ５　第 74 条の６の規定により不足人員分について、旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第１項第１号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券１葉につき 340 円とする。 （中略） （乗車券類変更） 第 248 条　普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員	（中略） （乗車券類の駅名等の表示方） 第 187 条　乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。 (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。 （中略） (10) 第57条の３第２項第１号の規定による場合の特別急行券の標記は、「Ｂ自由席特急券」の例により「Ｂ」を冠記して表示する。 （中略） （手数料の収受） 第 237 条の２　第 18 条に規定する乗車券類のうち、２種類以上の乗車券類を１葉とした乗車券類について、払いもどしをする場合で、手数料を収受するときは、別に定める場合を除き、普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を各別のものとして手数料を収受する。 （中略） ５　第 74 条の７の規定により不足人員分について、旅客料金を収受して発売した急行券及びコンパートメント券について、払いもどしをする場合は、個室設備定員分のコンパートメント料金合計額について手数料を収受する。ただし、第 273 条第１項第１号イに定める払いもどしの手数料については、急行券・コンパートメント券１葉につき 340 円とする。 （中略） （乗車券類変更） 第 248 条　普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>に申し出て、その承諾を受け、１回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。
(1) 普通乗車券相互間の変更
（中略）
(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更
２　前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる１個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の有効区間と変更後の指定席特急券の乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。
（中略）
別表第２号イの５　【第 77 条の 6】
北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
（中略）</td>
<td>に申し出て、その承諾を受け、１回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。
(1) 普通乗車券相互間の変更
（中略）
(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更
２　前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる１個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。
（中略）
別表第２号イの５　【第 77 条の 6】
北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）
（中略）
別表第２号イの６　【第 79 条】
東京附近等の特定区間における大人片道普通旅客運賃の特定額
<table>
<tr><th colspan="2">（円）</th><th colspan="2">（円）</th><th colspan="2">（円）</th></tr>
<tr><th>区　間</th><th>運賃</th><th>区　間</th><th>運賃</th><th>区　間</th><th>運賃</th></tr>
<tr><td>東　京・西船橋</td><td>310</td><td>渋　谷・桜木町</td><td>480</td><td>西大井・久里浜</td><td>940</td></tr>
<tr><td>上　野・成田</td><td>940</td><td>渋　谷・横浜</td><td>400</td><td>西大井・衣笠</td><td>820</td></tr>
<tr><td>上　野・下総松崎</td><td>940</td><td>渋　谷・東神奈川</td><td>400</td><td>西大井・横須賀</td><td>820</td></tr>
<tr><td>上　野・安食</td><td>940</td><td>渋　谷・新子安</td><td>400</td><td>西大井・田浦</td><td>820</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

現　行	改　正

上　野・小林	940	恵比寿・横浜	400	西大井・逗子	730
鶯　谷・成田	940	恵比寿・東神奈川	400	西大井・横浜	300
鶯　谷・下総松崎	940	目　黒・横浜	400	西大井・東神奈川	300
鶯　谷・安食	940	新　橋・久里浜	940	西大井・新子安	300
鶯　谷・小林	940	新　橋・衣笠	940	武蔵小杉・衣笠	820
日暮里・成田	940	新　橋・横須賀	940	横　浜・田浦	480
日暮里・下総松崎	940	新　橋・田浦	820	横　浜・逗子	350
日暮里・安食	940	新　橋・東逗子	820	横　浜・鎌倉	350
三河島・成田	940	新　橋・逗子	820	保土ケ谷・逗子	350
三河島・下総松崎	940	浜松町・久里浜	940	名古屋・岡崎	620
三河島・安食	940	浜松町・衣笠	940	名古屋・西岡崎	620
南千住・成田	940	浜松町・横須賀	820	名古屋・安城	480
南千住・下総松崎	940	浜松町・田浦	820	名古屋・三河安城	480
南千住・安食	940	浜松町・東逗子	820	名古屋・東刈谷	480
北千住・成田	940	浜松町・逗子	820	名古屋・野田新町	480

現　行	改　正

北千住・下総松崎	940	田町・久里浜	940	名古屋・尾張一宮	300
綾瀬・成田	940	田町・衣笠	940	名古屋・岐阜	470
綾瀬・下総松崎	940	田町・横須賀	820	名古屋・桑名	350
亀有・成田	940	田町・田浦	820	名古屋・朝日	480
金町・成田	940	田町・東逗子	820	名古屋・富田	480
新宿・高尾	570	田町・逗子	820	名古屋・富田浜	480
新宿・西八王子	570	高輪ゲートウェイ・久里浜	940	名古屋・四日市	480
新宿・八王子	490	高輪ゲートウェイ・横須賀	820	尾頭橋・岡崎	620
新宿・豊田	490	高輪ゲートウェイ・田浦	820	尾頭橋・安城	480
新宿・日野	490	高輪ゲートウェイ・東逗子	820	尾頭橋・三河安城	480
新宿・拝島	480	品川・久里浜	940	尾頭橋・東刈谷	480
新宿・昭島	480	品川・衣笠	820	尾頭橋・岐阜	540
新宿・中神	480	品川・横須賀	820	金山・岡崎	620
大久保・高尾	570	品川・田浦	820	金山・安城	480
大久保・西八王子	570	品川・東逗子	820	金山・三河安城	480

現　行	改　正

大久保・八王子	490	品川・逗子	730	金山・名古屋	170
大久保・豊田	490	品川・横浜	300	金山・尾張一宮	370
大久保・拝島	480	品川・東神奈川	300	金山・岐阜	540
大久保・昭島	480	品川・新子安	300	熱田・安城	480
東中野・高尾	570	大井町・久里浜	940	枇杷島・岐阜	430
東中野・西八王子	570	大井町・衣笠	820	八田・富田	480
東中野・八王子	490	大井町・横須賀	820	八田・富田浜	480
東中野・豊田	490	大井町・田浦	820	八田・四日市	480
東中野・拝島	480	大井町・逗子	730	春田・富田浜	480
中野・高尾	570	大井町・横浜	300	春田・四日市	480
中野・西八王子	570	大井町・東神奈川	300	蟹江・四日市	480
中野・八王子	490	大井町・新子安	300	大阪・京都	570
高円寺・高尾	570	大森・衣笠	820	大阪・西大路	570
高円寺・八王子	490	大森・横須賀	820	大阪・桂川	570
阿佐ケ谷・高尾	570	大森・横浜	300	大阪・向日町	570

現　行	改　正

阿佐ケ谷・八王子	490
渋谷・吉祥寺	220

大森・東神奈川	300
蒲田・衣笠	820

大阪・高槻	260
大阪・摂津富田	260

(円)

区間	運賃
大阪・JR総持寺	260
大阪・神戸	410
大阪・元町	410
大阪・三ノ宮	410
大阪・灘	410
大阪・摩耶	410
大阪・六甲道	410
大阪・宝塚	330
大阪・中山寺	330
北新地・神戸	410
北新地・元町	410
北新地・三ノ宮	410

(円)

区間	運賃
茨木・神戸	720
茨木・元町	720
茨木・三ノ宮	720
茨木・灘	720
茨木・摩耶	720
茨木・六甲道	720
摂津富田・神戸	820
高槻・神戸	820
高槻・元町	820
高槻・三ノ宮	820
桂川・神戸	1,100
西大路・神戸	1,100

(円)

区間	運賃
南田辺・六十谷	870
南田辺・紀伊	870
鶴ケ丘・和歌山	870
鶴ケ丘・紀伊中ノ島	870
鶴ケ丘・六十谷	870
長居・和歌山	870
長居・紀伊中ノ島	870
長居・六十谷	870
我孫子町・和歌山	870
我孫子町・紀伊中ノ島	870
我孫子町・六十谷	870
杉本町・和歌山	870

現　行	改　正

北新地・灘	410	西大路・元町	1,100	杉本町・紀伊中ノ島	870
北新地・摩耶	410	西大路・三ノ宮	1,100	杉本町・六十谷	870
北新地・六甲道	410	京都・神戸	1,100	浅香・和歌山	870
北新地・宝塚	330	京都・元町	1,100	浅香・紀伊中ノ島	870
北新地・中山寺	330	京都・三ノ宮	1,100	堺市・和歌山	870
新福島・神戸	410	京都・灘	1,100	堺市・紀伊中ノ島	870
新福島・元町	410	京都・摩耶	1,100	三国ケ丘・和歌山	870
新福島・三ノ宮	410	京都・城陽	370	百舌鳥・和歌山	870
新福島・灘	410	京都・JR小倉	290		
新福島・摩耶	410	京都・新田	290		
新福島・六甲道	410	京都・奈良	720		
新福島・宝塚	330	東福寺・JR小倉	290		
新福島・中山寺	330	東福寺・新田	290		
海老江・神戸	410	東福寺・奈良	720		
海老江・元町	410	稲荷・新田	290		

現　行	改　正							
	海老江・三ノ宮	410	塚本・神戸	410				
	海老江・灘	410	塚本・元町	410				
	海老江・摩耶	410	塚本・三ノ宮	410				
	海老江・宝塚	330	塚本・宝塚	330				
	海老江・中山寺	330	尼崎・神戸	410				
	御幣島・神戸	410	ＪＲ難波・奈良	570				
	御幣島・元町	410	ＪＲ難波・郡山	570				
	御幣島・三ノ宮	410	今宮・奈良	570				
	御幣島・宝塚	330	新今宮・奈良	570				
	加島・神戸	410	東部市場前・奈良	470				
	加島・元町	410	東部市場前・郡山	470				
	加島・三ノ宮	410	平野・奈良	470				
	新大阪・京都	570	加美・奈良	470				
	新大阪・西大路	570	久宝寺・奈良	470				
	新大阪・高槻	260	天王寺・奈良	470				

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>別表第２号のロ　【第95条】
大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
（中略）</td><td>
<table>
<tr><td>東淀川・京都</td><td>570</td><td>天王寺・郡山</td><td>470</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>東淀川・西大路</td><td>570</td><td>天王寺・和歌山</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>東淀川・高槻</td><td>260</td><td>天王寺・紀伊中ノ島</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>吹田・京都</td><td>570</td><td>天王寺・六十谷</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>吹田・神戸</td><td>720</td><td>天王寺・紀伊</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>岸辺・神戸</td><td>720</td><td>美章園・和歌山</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>岸辺・元町</td><td>720</td><td>美章園・紀伊中ノ島</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>岸辺・三ノ宮</td><td>720</td><td>美章園・六十谷</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>千里丘・神戸</td><td>720</td><td>美章園・紀伊</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>千里丘・元町</td><td>720</td><td>南田辺・和歌山</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>千里丘・三ノ宮</td><td>720</td><td>南田辺・紀伊中ノ島</td><td>870</td><td></td><td></td></tr>
</table>
別表第２号のロ　【第95条】
大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
（中略）
別表第２号ハの３　【第95条の２・第104条】
北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額
(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額
</td></tr>
</table>

現　行	改　正

(円)

区　　間	1箇月	3箇月	6箇月
東釧路・標　茶	35,290	100,770	179,810

(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区　　間	1箇月	3箇月	6箇月
桑　園・石狩太美	11,110	31,690	60,070
東釧路・標　茶	17,030	48,530	91,950
東釧路・茅　沼	12,180	34,680	65,940

(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区　　間	1箇月	3箇月	6箇月
桑　園・石狩太美	7,870	22,450	42,570
東釧路・標　茶	12,070	34,370	65,020
東釧路・茅　沼	8,670	24,610	46,750

(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額

(円)

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>区　　間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr>
<tr><td>東釧路・標　茶</td><td>6,030</td><td>17,160</td><td>32,720</td></tr>
</table>
(5) 高校生等通学定期旅客運賃の特定額
(円)
<table>
<tr><th>区　　間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr>
<tr><td>桑　園・石狩太美</td><td>10,110</td><td>28,870</td><td>54,630</td></tr>
<tr><td>東釧路・標　茶</td><td>15,480</td><td>44,120</td><td>83,590</td></tr>
<tr><td>東釧路・茅　沼</td><td>11,090</td><td>31,580</td><td>59,750</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>別表第２号ニ　【第95条】
大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
（中略）
別表第２号タの２　【第99条】
大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）
（中略）
別表第２号レ　削除</td><td>別表第２号ニ　【第95条】
大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）
（中略）
別表第２号タの２　【第99条】
大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。）
（中略）
別表第２号レ　【第99条】
東京附近等の特定区間における大人通勤定期旅客運賃の特定額
(円)
<table>
<tr><th>区　　間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th><th>区　　間</th><th>1箇月</th><th>3箇月</th><th>6箇月</th></tr>
<tr><td>東　京・西船橋</td><td>9,220</td><td>26,290</td><td>44,260</td><td>渋　谷・桜木町</td><td>14,170</td><td>40,370</td><td>67,980</td></tr>
<tr><td>上　野・成</td><td>27,</td><td>78,</td><td>134,</td><td>渋　谷・横</td><td>11,</td><td>33,</td><td>56,9</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

現　行	改　正

田	530	480	640
上　野・下総松崎	27,530	78,480	134,640
上　野・安食	27,480	78,320	134,640
上　野・小林	25,260	71,980	134,640
鶯　谷・成田	27,530	78,480	134,640
鶯　谷・下総松崎	27,530	78,480	134,640
鶯　谷・安食	27,070	77,140	134,640
鶯　谷・小林	24,790	70,640	133,830
日暮里・成田	27,530	78,480	134,640
日暮里・下総松崎	27,530	78,480	134,640
日暮里・安食	26,610	75,850	134,640
三河島・成田	27,530	78,480	134,640
三河島・下総松崎	27,530	78,480	134,640
三河島・安食	26,190	74,660	134,640
南千住・成田	27,530	78,480	134,640

浜	850	790	10
渋　谷・東神奈川	11,850	33,790	56,910
渋　谷・新子安	11,850	33,790	56,910
恵比寿・横浜	11,850	33,790	56,910
恵比寿・東神奈川	11,850	33,790	56,910
目　黒・横浜	11,850	33,790	56,910
新　橋・久里浜	27,480	78,320	134,360
新　橋・衣笠	27,480	78,320	134,360
新　橋・横須賀	27,480	78,320	134,360
新　橋・田浦	22,980	65,500	116,990
新　橋・東逗子	22,980	65,500	116,990
新　橋・逗子	22,980	65,500	116,990
浜松町・久里浜	27,480	78,320	134,360
浜松町・衣笠	27,480	78,320	134,360
浜松町・横須賀	22,960	65,420	116,990

現　行	改　正

南千住・下総松崎	27,070	77,140	134,640	浜松町・田浦	22,960	65,420	116,990
南千住・安食	25,260	71,980	134,640	浜松町・東逗子	22,960	65,420	116,990
北千住・成田	27,530	78,480	134,640	浜松町・逗子	22,960	65,420	116,990
北千住・下総松崎	26,190	74,660	134,640	田町・久里浜	27,480	78,320	134,360
綾瀬・成田	27,480	78,320	134,640	田町・衣笠	27,480	78,320	134,360
綾瀬・下総松崎	25,260	71,980	134,640	田町・横須賀	22,960	65,420	116,990
亀有・成田	26,610	75,850	134,640	田町・田浦	22,960	65,420	116,990
金町・成田	25,660	73,110	134,640	田町・東逗子	22,960	65,420	116,990
新宿・高尾	16,800	47,870	80,620	田町・逗子	22,960	65,420	116,990
新宿・西八王子	16,800	47,870	80,620	高輪ゲートウェイ・久里浜	27,480	78,320	134,360
新宿・八王子	14,490	41,300	69,560	高輪ゲートウェイ・横須賀	22,960	65,420	116,990
新宿・豊田	14,490	41,300	69,560	高輪ゲートウェイ・田浦	22,960	65,420	116,990
新宿・日野	14,490	41,300	69,560	高輪ゲートウェイ・東逗子	22,960	65,420	116,990
新宿・拝島	14,170	40,370	67,980	品川・久里浜	27,480	78,320	134,360
新宿・昭島	14,170	40,370	67,980	品川・衣笠	22,980	65,500	116,990

現　行	改　正

新　宿・中神	14,170	40,370	67,980	品　川・横須賀	22,960	65,420	116,990
大久保・高尾	16,800	47,870	80,620	品　川・田浦	22,960	65,420	116,990
大久保・西八王子	16,800	47,870	80,620	品　川・東逗子	22,960	65,420	116,990
大久保・八王子	14,490	41,300	69,560	品　川・逗子	21,500	61,270	104,330
大久保・豊田	14,490	41,300	69,560	品　川・横浜	8,560	24,400	41,100
大久保・拝島	14,170	40,370	67,980	品　川・東神奈川	8,560	24,400	41,100
大久保・昭島	14,170	40,370	67,980	品　川・新子安	8,560	24,400	41,100
東中野・高尾	16,800	47,870	80,620	大井町・久里浜	27,480	78,320	134,360
東中野・西八王子	16,800	47,870	80,620	大井町・衣笠	22,980	65,500	116,990
東中野・八王子	14,490	41,300	69,560	大井町・横須賀	22,960	65,420	116,990
東中野・豊田	14,490	41,300	69,560	大井町・田浦	22,960	65,420	116,990
東中野・拝島	14,170	40,370	67,980	大井町・逗子	21,500	61,270	104,330
中　野・高尾	16,800	47,870	80,620	大井町・横浜	8,560	24,400	41,100
中　野・西八王子	16,800	47,870	80,620	大井町・東神奈川	8,560	24,400	41,100
中　野・八王子	14,490	41,300	69,560	大井町・新子安	8,560	24,400	41,100

現　行	改　正

高円寺・高尾	16,800	47,870	80,620
高円寺・八王子	14,490	41,300	69,560
阿佐ケ谷・高尾	16,800	47,870	80,620
阿佐ケ谷・八王子	14,490	41,300	69,560
渋谷・吉祥寺	6,580	18,760	31,620

大森・衣笠	22,980	65,500	116,990
大森・横須賀	22,960	65,420	116,990
大森・横浜	8,560	24,400	41,100
大森・東神奈川	8,560	24,400	41,100
蒲田・衣笠	22,980	65,500	116,990

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	27,480	78,320	134,360
西大井・衣笠	22,980	65,500	116,990
西大井・横須賀	22,960	65,420	116,990
西大井・田浦	22,960	65,420	116,990
西大井・逗子	21,500	61,270	104,330
西大井・横浜	8,560	24,400	41,100
西大井・東神奈川	8,560	24,400	41,100
西大井・新子安	8,560	24,400	41,100
武蔵小杉・衣	22,	65,	116,

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・神戸	12,530	35,720	60,180
大阪・元町	12,530	35,720	60,180
大阪・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
大阪・灘	12,530	35,720	60,180
大阪・摩耶	12,530	35,720	60,180
大阪・六甲道	12,530	35,720	60,180
大阪・宝塚	10,230	29,170	49,100
大阪・中山寺	10,230	29,170	49,100
北新地・神	12,	35,	60,1

現　行	改　正

笠	980	500	990
横　浜・田浦	14,170	40,370	67,980
横　浜・逗子	10,210	29,110	49,000
横　浜・鎌倉	10,210	29,110	49,000
保土ケ谷・逗子	10,210	29,110	49,000
名古屋・岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・西岡崎	17,300	49,290	89,710
名古屋・安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・三河安城	14,430	41,120	69,260
名古屋・東刈谷	14,430	41,120	69,260
名古屋・野田新町	14,430	41,120	69,260
名古屋・尾張一宮	8,860	25,230	42,500
名古屋・岐阜	13,620	38,810	67,680
名古屋・桑名	10,170	28,980	48,790
名古屋・朝日	14,430	41,120	69,260
名古屋・富	14,	41,	69,2

戸	530	720	80
北新地・元町	12,530	35,720	60,180
北新地・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
北新地・灘	12,530	35,720	60,180
北新地・摩耶	12,530	35,720	60,180
北新地・六甲道	12,530	35,720	60,180
北新地・宝塚	10,230	29,170	49,100
北新地・中山寺	10,230	29,170	49,100
新福島・神戸	12,530	35,720	60,180
新福島・元町	12,530	35,720	60,180
新福島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
新福島・灘	12,530	35,720	60,180
新福島・摩耶	12,530	35,720	60,180
新福島・六甲道	12,530	35,720	60,180
新福島・宝塚	10,230	29,170	49,100
新福島・中	10,	29,	49,1

現　行	改　正

田	430	120	60	山寺	230	170	00
名古屋・富田浜	14,430	41,120	69,260	海老江・神戸	12,530	35,720	60,180
名古屋・四日市	14,430	41,120	69,260	海老江・元町	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・岡崎	17,300	49,290	89,710	海老江・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・安城	14,430	41,120	69,260	海老江・灘	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・三河安城	14,430	41,120	69,260	海老江・摩耶	12,530	35,720	60,180
尾頭橋・東刈谷	14,430	41,120	69,260	海老江・宝塚	10,230	29,170	49,100
尾頭橋・岐阜	15,170	43,210	81,870	海老江・中山寺	10,230	29,170	49,100
金山・岡崎	17,300	49,290	89,710	御幣島・神戸	12,530	35,720	60,180
金山・安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・元町	12,530	35,720	60,180
金山・三河安城	14,430	41,120	69,260	御幣島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
金山・名古屋	5,380	15,350	26,750	御幣島・宝塚	10,230	29,170	49,100
金山・尾張一宮	12,280	34,980	59,800	加島・神戸	12,530	35,720	60,180
金山・岐阜	15,170	43,210	81,870	加島・元町	12,530	35,720	60,180
熱田・安城	14,430	41,120	69,260	加島・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
枇杷島・岐	12,	36,	61,3	新大阪・京	16,	47,	80,7

現　行	改　正

阜	790	460	80
八田・富田	14,430	41,120	69,260
八田・富田浜	14,430	41,120	69,260
八田・四日市	14,430	41,120	69,260
春田・富田浜	14,430	41,120	69,260
春田・四日市	14,430	41,120	69,260
蟹江・四日市	14,430	41,120	69,260
大阪・京都	16,840	47,970	80,780
大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
大阪・桂川	16,840	47,970	80,780
大阪・向日町	16,840	47,970	80,780
大阪・高槻	7,920	22,580	38,020
大阪・摂津富田	7,920	22,580	38,020
大阪・JR総持寺	7,920	22,580	38,020

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月

都	840	970	80
新大阪・西大路	16,840	47,970	80,780
新大阪・高槻	7,920	22,580	38,020
東淀川・京都	16,840	47,970	80,780
東淀川・西大路	16,840	47,970	80,780
東淀川・高槻	7,920	22,580	38,020
吹田・京都	16,840	47,970	80,780
吹田・神戸	20,280	57,820	104,540
岸辺・神戸	21,330	60,810	104,540
岸辺・元町	20,580	58,700	104,540
岸辺・三ノ宮	20,280	57,820	104,540
千里丘・神戸	21,540	61,380	104,540
千里丘・元町	21,330	60,810	104,540
千里丘・三ノ宮	20,900	59,550	104,540

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月

現　行	改　正

茨木・神戸	21,540	61,380	104,540	南田辺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
茨木・元町	21,540	61,380	104,540	南田辺・六十谷	25,160	71,660	126,720
茨木・三ノ宮	21,540	61,380	104,540	南田辺・紀伊	23,430	66,740	126,470
茨木・灘	20,900	59,550	104,540	鶴ケ丘・和歌山	25,930	73,900	126,720
茨木・摩耶	20,580	58,700	104,540	鶴ケ丘・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
茨木・六甲道	20,280	57,820	104,540	鶴ケ丘・六十谷	24,760	70,530	126,720
摂津富田・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・和歌山	25,930	73,900	126,720
高槻・神戸	23,020	65,620	117,220	長居・紀伊中ノ島	25,600	72,940	126,720
高槻・元町	23,020	65,620	117,220	長居・六十谷	24,240	69,100	126,720
高槻・三ノ宮	23,020	65,620	117,220	我孫子町・和歌山	25,600	72,940	126,720
桂川・神戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・紀伊中ノ島	25,160	71,660	126,720
西大路・神戸	31,580	90,050	158,400	我孫子町・六十谷	23,860	68,050	126,720
西大路・元町	31,580	90,050	158,400	杉本町・和歌山	25,160	71,660	126,720
西大路・三ノ宮	31,580	90,050	158,400	杉本町・紀伊中ノ島	24,760	70,530	126,720
京都・神戸	31,580	90,050	158,400	杉本町・六十谷	23,430	66,740	126,470
京都・元	31,	90,	158,	浅香・和	24,	70,	126,

現　行	改　正

町	580	050	400
京　都・三ノ宮	31,580	90,050	158,400
京　都・灘	31,580	90,050	158,400
京　都・摩耶	31,580	90,050	158,400
京　都・城陽	11,220	31,970	53,850
京　都・JR小倉	8,900	25,390	42,770
京　都・新田	8,900	25,390	42,770
京　都・奈良	20,580	58,690	104,540
東福寺・JR小倉	8,900	25,390	42,770
東福寺・新田	8,900	25,390	42,770
東福寺・奈良	20,580	58,690	104,540
稲　荷・新田	8,900	25,390	42,770
塚　本・神戸	12,530	35,720	60,180
塚　本・元町	12,530	35,720	60,180
塚　本・三ノ宮	12,530	35,720	60,180
塚　本・宝	10,	29,	49,1

歌山	760	530	720
浅　香・紀伊中ノ島	24,240	69,100	126,720
堺　市・和歌山	24,240	69,100	126,720
堺　市・紀伊中ノ島	23,860	68,050	126,720
三国ケ丘・和歌山	23,860	68,050	126,720
百舌鳥・和歌山	23,430	66,740	126,470

現　行	改　正

塚	230	170	00
尼　崎・神戸	12,530	35,720	60,180
ＪＲ難波・奈良	16,840	47,970	80,780
ＪＲ難波・郡山	16,840	47,970	80,780
今　宮・奈良	16,840	47,970	80,780
新今宮・奈良	16,840	47,970	80,780
東部市場前・奈良	14,520	41,380	69,690
東部市場前・郡山	14,520	41,380	69,690
平　野・奈良	14,520	41,380	69,690
加　美・奈良	14,520	41,380	69,690
久宝寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・奈良	14,520	41,380	69,690
天王寺・郡山	14,520	41,380	69,690
天王寺・和歌山	25,930	73,900	126,720
天王寺・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
天王寺・六	25,	73,	126,

現　行	改　正
別表第２号レの２　削除	

十谷	930	900	720
天王寺・紀伊	24,760	70,530	126,720
美章園・和歌山	25,930	73,900	126,720
美章園・紀伊中ノ島	25,930	73,900	126,720
美章園・六十谷	25,600	72,940	126,720
美章園・紀伊	23,860	68,050	126,720
南田辺・和歌山	25,930	73,900	126,720

別表第２号レの２　【第99条】

東京附近等の特定区間における大人通学定期旅客運賃の特定額

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
東京・西船橋	7,040	20,100	38,060
上野・成田	13,180	37,550	71,160
上野・下総松崎	13,180	37,550	71,160
上野・安食	13,180	37,550	71,160
上野・小林	12,630	36,010	68,250
鶯谷・成田	13,180	37,550	71,160

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
渋谷・桜木町	7,800	22,260	42,160
渋谷・横浜	7,580	21,590	40,910
渋谷・東神奈川	7,580	21,590	40,910
渋谷・新子安	7,580	21,590	40,910
恵比寿・横浜	7,580	21,590	40,910
恵比寿・東神奈川	7,580	21,590	40,910

現　行	改　正

鶯谷・下総松崎	13,180	37,550	71,160	目黒・横浜	7,580	21,590	40,910
鶯谷・安食	13,180	37,550	71,160	新橋・久里浜	13,150	37,480	71,020
鶯谷・小林	12,330	35,150	66,600	新橋・衣笠	13,150	37,480	71,020
日暮里・成田	13,180	37,550	71,160	新橋・横須賀	13,150	37,480	71,020
日暮里・下総松崎	13,180	37,550	71,160	新橋・田浦	10,980	31,290	59,280
日暮里・安食	13,180	37,550	71,160	新橋・東逗子	10,980	31,290	59,280
三河島・成田	13,180	37,550	71,160	新橋・逗子	10,980	31,290	59,280
三河島・下総松崎	13,180	37,550	71,160	浜松町・久里浜	13,150	37,480	71,020
三河島・安食	13,010	37,080	70,290	浜松町・衣笠	13,150	37,480	71,020
南千住・成田	13,180	37,550	71,160	浜松町・横須賀	10,820	30,820	58,390
南千住・下総松崎	13,180	37,550	71,160	浜松町・田浦	10,820	30,820	58,390
南千住・安食	12,630	36,010	68,250	浜松町・東逗子	10,820	30,820	58,390
北千住・成田	13,180	37,550	71,160	浜松町・逗子	10,820	30,820	58,390
北千住・下総松崎	13,010	37,080	70,290	田町・久里浜	13,150	37,480	71,020
綾瀬・成田	13,180	37,550	71,160	田町・衣笠	13,150	37,480	71,020

現　行	改　正

綾　瀬・下総松崎	12,630	36,010	68,250	田　町・横須賀	10,820	30,820	58,390
亀　有・成　田	13,180	37,550	71,160	田　町・田浦	10,820	30,820	58,390
金　町・成　田	12,820	36,560	69,270	田　町・東逗子	10,820	30,820	58,390
新　宿・高　尾	7,650	21,820	41,320	田　町・逗子	10,820	30,820	58,390
新　宿・西八王子	7,650	21,820	41,320	高輪ゲートウェイ・久里浜	13,150	37,480	71,020
新　宿・八王子	7,190	20,460	38,780	高輪ゲートウェイ・横須賀	10,820	30,820	58,390
新　宿・豊　田	7,190	20,460	38,780	高輪ゲートウェイ・田浦	10,820	30,820	58,390
新　宿・日　野	7,190	20,460	38,780	高輪ゲートウェイ・東逗子	10,820	30,820	58,390
新　宿・拝　島	7,800	22,260	42,160	品　川・久里浜	13,150	37,480	71,020
新　宿・昭　島	7,800	22,260	42,160	品　川・衣笠	10,980	31,290	59,280
新　宿・中　神	7,800	22,260	42,160	品　川・横須賀	10,820	30,820	58,390
大久保・高　尾	7,650	21,820	41,320	品　川・田浦	10,820	30,820	58,390
大久保・西八王子	7,650	21,820	41,320	品　川・東逗子	10,820	30,820	58,390
大久保・八王子	7,190	20,460	38,780	品　川・逗子	9,880	28,150	53,360
大久保・豊　田	7,190	20,460	38,780	品　川・横浜	6,040	17,200	32,590

現　行	改　正

大久保・拝島	7,800	22,260	42,160	品川・東神奈川	6,040	17,200	32,590
大久保・昭島	7,800	22,260	42,160	品川・新子安	6,040	17,200	32,590
東中野・高尾	7,650	21,820	41,320	大井町・久里浜	13,150	37,480	71,020
東中野・西八王子	7,650	21,820	41,320	大井町・衣笠	10,980	31,290	59,280
東中野・八王子	7,190	20,460	38,780	大井町・横須賀	10,820	30,820	58,390
東中野・豊田	7,190	20,460	38,780	大井町・田浦	10,820	30,820	58,390
東中野・拝島	7,800	22,260	42,160	大井町・逗子	9,880	28,150	53,360
中野・高尾	7,650	21,820	41,320	大井町・横浜	6,040	17,200	32,590
中野・西八王子	7,650	21,820	41,320	大井町・東神奈川	6,040	17,200	32,590
中野・八王子	7,190	20,460	38,780	大井町・新子安	6,040	17,200	32,590
高円寺・高尾	7,650	21,820	41,320	大森・衣笠	10,980	31,290	59,280
高円寺・八王子	7,190	20,460	38,780	大森・横須賀	10,820	30,820	58,390
阿佐ケ谷・高尾	7,650	21,820	41,320	大森・横浜	6,040	17,200	32,590
阿佐ケ谷・八王子	7,190	20,460	38,780	大森・東神奈川	6,040	17,200	32,590
渋谷・吉祥寺	5,490	15,660	29,640	蒲田・衣笠	10,980	31,290	59,280

現　行	改　正

(円)

区　　間	1箇月	3箇月	6箇月
西大井・久里浜	13,150	37,480	71,020
西大井・衣笠	10,980	31,290	59,280
西大井・横須賀	10,820	30,820	58,390
西大井・田浦	10,820	30,820	58,390
西大井・逗子	9,880	28,150	53,360
西大井・横浜	6,040	17,200	32,590
西大井・東神奈川	6,040	17,200	32,590
西大井・新子安	6,040	17,200	32,590
武蔵小杉・衣笠	10,980	31,290	59,280
横浜・田浦	7,800	22,260	42,160
横浜・逗子	6,520	18,590	35,210
横浜・鎌倉	6,520	18,590	35,210
保土ケ谷・逗子	6,520	18,590	35,210
名古屋・岡崎	7,760	22,120	41,920

(円)

区　　間	1箇月	3箇月	6箇月
大阪・神戸	6,910	19,690	37,310
大阪・元町	6,910	19,690	37,310
大阪・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
大阪・灘	6,910	19,690	37,310
大阪・摩耶	6,910	19,690	37,310
大阪・六甲道	6,910	19,690	37,310
大阪・宝塚	6,530	18,620	35,280
大阪・中山寺	6,530	18,620	35,280
北新地・神戸	6,910	19,690	37,310
北新地・元町	6,910	19,690	37,310
北新地・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
北新地・灘	6,910	19,690	37,310
北新地・摩耶	6,910	19,690	37,310
北新地・六甲道	6,910	19,690	37,310

現　行	改　正

名古屋・西岡崎	7,760	22,120	41,920	北新地・宝塚	6,530	18,620	35,280
名古屋・安城	6,920	19,730	37,370	北新地・中山寺	6,530	18,620	35,280
名古屋・三河安城	6,920	19,730	37,370	新福島・神戸	6,910	19,690	37,310
名古屋・東刈谷	6,920	19,730	37,370	新福島・元町	6,910	19,690	37,310
名古屋・野田新町	6,920	19,730	37,370	新福島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
名古屋・尾張一宮	6,530	18,610	35,240	新福島・灘	6,910	19,690	37,310
名古屋・岐阜	7,770	22,160	41,980	新福島・摩耶	6,910	19,690	37,310
名古屋・桑名	6,470	18,430	34,890	新福島・六甲道	6,910	19,690	37,310
名古屋・朝日	7,150	20,370	38,610	新福島・宝塚	6,530	18,620	35,280
名古屋・富田	7,150	20,370	38,610	新福島・中山寺	6,530	18,620	35,280
名古屋・富田浜	7,150	20,370	38,610	海老江・神戸	6,910	19,690	37,310
名古屋・四日市	7,150	20,370	38,610	海老江・元町	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・岡崎	7,760	22,120	41,920	海老江・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・安城	6,920	19,730	37,370	海老江・灘	6,910	19,690	37,310
尾頭橋・三河安城	6,920	19,730	37,370	海老江・摩耶	6,910	19,690	37,310

現　行	改　正

尾頭橋・東刈谷	6,920	19,730	37,370	海老江・宝塚	6,530	18,620	35,280
尾頭橋・岐阜	8,110	23,100	43,780	海老江・中山寺	6,530	18,620	35,280
金山・岡崎	7,760	22,120	41,920	御幣島・神戸	6,910	19,690	37,310
金山・安城	6,920	19,730	37,370	御幣島・元町	6,910	19,690	37,310
金山・三河安城	6,920	19,730	37,370	御幣島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
金山・名古屋	2,810	8,020	15,180	御幣島・宝塚	6,530	18,620	35,280
金山・尾張一宮	7,030	20,030	37,930	加島・神戸	6,910	19,690	37,310
金山・岐阜	8,110	23,100	43,780	加島・元町	6,910	19,690	37,310
熱田・安城	6,920	19,730	37,370	加島・三ノ宮	6,910	19,690	37,310
枇杷島・岐阜	7,050	20,110	38,070	新大阪・京都	7,660	21,860	41,400
八田・富田	7,150	20,370	38,610	新大阪・西大路	7,660	21,860	41,400
八田・富田浜	7,150	20,370	38,610	新大阪・高槻	6,060	17,240	32,660
八田・四日市	7,150	20,370	38,610	東淀川・京都	7,660	21,860	41,400
春田・富田浜	7,150	20,370	38,610	東淀川・西大路	7,660	21,860	41,400
春田・四日市	7,150	20,370	38,610	東淀川・高槻	6,060	17,240	32,660

現　行	改　正

蟹江・四日市	7,150	20,370	38,610
大阪・京都	7,660	21,860	41,400
大阪・西大路	7,660	21,860	41,400
大阪・桂川	7,660	21,860	41,400
大阪・向日町	7,660	21,860	41,400
大阪・高槻	6,060	17,240	32,660
大阪・摂津富田	6,060	17,240	32,660
大阪・JR総持寺	6,060	17,240	32,660

吹田・京都	7,660	21,860	41,400
吹田・神戸	9,470	27,000	51,160
岸辺・神戸	9,900	28,210	53,460
岸辺・元町	9,660	27,530	52,160
岸辺・三ノ宮	9,470	27,000	51,160
千里丘・神戸	9,900	28,210	53,460
千里丘・元町	9,900	28,210	53,460
千里丘・三ノ宮	9,900	28,210	53,460

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
茨木・神戸	9,900	28,210	53,460
茨木・元町	9,900	28,210	53,460
茨木・三ノ宮	9,900	28,210	53,460
茨木・灘	9,900	28,210	53,460
茨木・摩耶	9,660	27,530	52,160
茨木・六甲道	9,470	27,000	51,160

(円)

区間	1箇月	3箇月	6箇月
南田辺・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
南田辺・六十谷	12,410	35,350	67,010
南田辺・紀伊	11,570	32,960	62,440
鶴ケ丘・和歌山	12,410	35,350	67,010
鶴ケ丘・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
鶴ケ丘・六十谷	12,190	34,770	65,890

現　行	改　正

摂津富田・神戸	11,000	31,360	59,400	長居・和歌山	12,410	35,350	67,010
高槻・神戸	11,000	31,360	59,400	長居・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
高槻・元町	11,000	31,360	59,400	長居・六十谷	12,030	34,260	64,930
高槻・三ノ宮	11,000	31,360	59,400	我孫子町・和歌山	12,410	35,350	67,010
桂川・神戸	15,160	43,240	81,900	我孫子町・紀伊中ノ島	12,410	35,350	67,010
西大路・神戸	15,160	43,240	81,900	我孫子町・六十谷	11,850	33,760	63,960
西大路・元町	15,160	43,240	81,900	杉本町・和歌山	12,410	35,350	67,010
西大路・三ノ宮	15,160	43,240	81,900	杉本町・紀伊中ノ島	12,190	34,770	65,890
京都・神戸	15,160	43,240	81,900	杉本町・六十谷	11,570	32,960	62,440
京都・元町	15,160	43,240	81,900	浅香・和歌山	12,190	34,770	65,890
京都・三ノ宮	15,160	43,240	81,900	浅香・紀伊中ノ島	12,030	34,260	64,930
京都・灘	15,160	43,240	81,900	堺市・和歌山	12,030	34,260	64,930
京都・摩耶	15,160	43,240	81,900	堺市・紀伊中ノ島	11,850	33,760	63,960
京都・城陽	6,940	19,780	37,480	三国ケ丘・和歌山	11,850	33,760	63,960
京都・ＪＲ小倉	6,680	19,060	36,130	百舌鳥・和歌山	11,570	32,960	62,440

現　行	改　正
	京　都・新　田　6,680　19,060　36,130 京　都・奈　良　9,650　27,530　52,150 東福寺・ＪＲ小倉　6,680　19,060　36,130 東福寺・新　田　6,680　19,060　36,130 東福寺・奈　良　9,650　27,530　52,150 稲　荷・新　田　6,680　19,060　36,130 塚　本・神　戸　6,910　19,690　37,310 塚　本・元　町　6,910　19,690　37,310 塚　本・三ノ宮　6,910　19,690　37,310 塚　本・宝　塚　6,530　18,620　35,280 尼　崎・神　戸　6,910　19,690　37,310 ＪＲ難波・奈　良　7,660　21,860　41,400 ＪＲ難波・郡　山　7,660　21,860　41,400 今　宮・奈　良　7,660　21,860　41,400 新今宮・奈　良　7,660　21,860　41,400

現　行	改　正
	東部市場前・奈良　7,200　20,500　38,860 東部市場前・郡山　7,200　20,500　38,860 平野・奈良　7,200　20,500　38,860 加美・奈良　7,200　20,500　38,860 久宝寺・奈良　7,200　20,500　38,860 天王寺・奈良　7,200　20,500　38,860 天王寺・郡山　7,200　20,500　38,860 天王寺・和歌山　12,410　35,350　67,010 天王寺・紀伊中ノ島　12,410　35,350　67,010 天王寺・六十谷　12,410　35,350　67,010 天王寺・紀伊　12,190　34,770　65,890 美章園・和歌山　12,410　35,350　67,010 美章園・紀伊中ノ島　12,410　35,350　67,010 美章園・六十谷　12,410　35,350　67,010 美章園・紀伊　11,850　33,760　63,960

<table>
<tr><th>現　行</th><th>改　正</th></tr>
<tr><td>（以下略）</td><td><table><tr><td>南田辺・和歌山</td><td>12,410</td><td>35,350</td><td>67,010</td></tr></table>（以下略）</td></tr>
</table>

附則

この通達は、令和３年５月 27 日から施行する。